

M&A専門誌

Mergers & Acquisitions
Research ReportMARR
マール

2007 April 4月号

発行人 高橋 豊
Yutaka Takahashi

編集長 川端 久雄
Hisao Kawabata

制作進行 加藤 順子
Junko Kato

表紙写真 十文字 美信
Bishin Jumonji

アート
ディレクション 石崎 路浩
Michihiro Ishizaki

デザイン 山田 陽一
Youichi Yamada

本文写真 福本 敏雄
Toshio Fukumoto

印刷 三松堂印刷株式会社

発行所：株式会社レコフ

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1-1

麹町ダイヤモンドビル

TEL.03-3221-4942

2007年4月1日発行 通巻150号

雑誌18321-04

定価2,310円 **本体2,200円**

 RECOF

編集室から

BOOK 
『独占禁止法』
白石忠志著
有斐閣
4500円(本体)



国内では後を絶たない入札談合。欧州では日本企業も絡む国際カルテルに対し巨額の制裁金命令。米国では和解後も、マイクロソフトと司法省の係争が尾を引く。経済社会における独禁法の役割が大きくなっている。

本書は、競争を経済社会の基本原則にすべきだとの観点から独禁法を見直す。体系の理解、条文の解釈など、これまでの実務や通説とは違う著者の見解が示されている。「独禁法の違反要件」と、違反があった場合にとられる法的処置の「エンフォースメント」の2部構成になっているのも目新しい。違反要件では、不当な取引制限など独禁法の3大違反類型に共通する要件を抜き出して、「総論」とし、独禁法に共通する原理や概念を論じている。これまでの解説書では類型ごとの蝸壺型の理解にとどまりがちだったが、横断的な理解が可能となる。制定から60年を迎える独禁法に法解釈を通じ、新しい生命力を注ぎ込んでいる。

独禁法の目的は競争の保護といわれてきた。判例でも自由競争経済秩序が保護法益とされる。しかし、日本では競争を嫌う風土があることや、経済界の発言力が強いことなどから、独禁法や公正取引委員会も軽くみられがちだった。ここ数年、そうした状況に変化が出ている。特に2006年から改正独禁法が施行され、課徴金など制裁や法の執行体制が強化されている。競争の意義が見直され、徐々に競争政策の正統性が浸透してきている。各省庁が所管する事業法にも競争促進の政策が盛り込まれるようになり、競争法の根幹に位置する独禁法の正しい理解が必要になっている。その点でも本書の上梓は時を得ている。

著者は伝統的な解釈に挑戦する。独禁法の議論の出発点になる市場の捉え方もその一つだ。これまでの市場観は、商品やサービスの供給者である企業から出発し、業界を一つの市場とみる業界市場観である。そこから需要者に目を転じ、市場が同一かどうかを検討する。著者はこうした伝統的市場画定論を打ち壊す。案件ごとに、まず同一の需要者がいるかどうかから出発する。次にその需要者にとって選択肢となる供給者の範囲を決め、具体的な市場を確定する方法を提示している。市場へのアプローチの仕方の転換である。

競争とは、同一の需要者に対し、商品やサービスの価格や品質などを競う「供給者の行為」のことである。この競争に打ち勝つため企業は必死の努力をする。それが経済発展の原動力になる。独禁法は、この競争を実質的に制限する行為や公正な競争を阻害するおそれのある行為などを、反競争性があるとして禁止する。合併などの企業結合が規制される趣旨も、この弊害が起こるのを事前に防止するためである。

独禁法の優れている点はすべての商品やサービスがを網羅的に適用対象にしている点だ。特定の分野を所管する省庁の縦割りの事業法と性格が大きく異なる。競争政策の基本法たる所以でもある。新たに生まれるものも含め、あらゆる事業を所掌事務に収めており、これが「公取委の権力の最大の源泉」と著者はいう。公取委の責任と期待は大きいのである。(青)

編集後記

合併審査の新指針で寡占度指数(HHI)がこれまで以上に重視されます。新聞でも指数の解説がありました。同じ業界の企業のシェアを2乗し、合算した数値で寡占度をみるという説明です。よく理解ができず、考えてみました。

まず、1社が100%のシェアで独占する業界なり商品を想定してみます。100の2乗で指数は1万になります。これが上限だと気がつきました。100社がともにシェア1%で競っている業界なら、 $1^2 \times 100$ で指数は100。HHIがいくつ以下であれば、競争状態があるとして、線引きをするかの話です。新基準では、1500以下なら問題なしです。

ある集合を単純に足して和を求めると、2乗して和を求めるとの違いですが、広がる世界は全く違います。普段、数学的発想のない人間だけに、数字の不思議さにひかれました。(開)

本誌の記事およびデータの著作権は原則として株式会社レコフに帰属します。いかなる目的であれ当社に無断で本誌記事の複製、引用、転載等を行うことを禁じます。また、本誌記事の情報は、当社が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、完全性が保証されているものではありません。当社は本誌記事に起因して被った損害については、その内容如何にかかわらず一切の責任を負いません。乱丁・落丁の場合はお取り替えいたします。マール室(03-3221-4942)までご連絡ください。